

第4章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

1 特定健診・保健指導のデータの形式

国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付されます。

受領したデータファイルは、特定健康診査等データ管理システムに保管されます。

特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへのデータ登録を行います。

2 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

「特定健康診査等基本指針」第三の4 その他「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の「7-4-2 保管年限と保管後の取扱い」に基づき、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入日となった日の属する年度の翌年度の末日までとなるが、保存機関の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うよう努める。

3 個人情報保護対策

「特定健康診査等基本指針」第三の4 特定健康診査等の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づくガイドライン等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏えい防止措置、従業員の監督、委託先の監督等）について周知徹底をするとともに、保険者において定めている情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏えい防止に細心の注意を払います。

4 被保険者への結果通知の様式

厚生労働省から示された内容を網羅した様式とする。

5 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

事業主健診等の法令に基づく健診の結果を医療保険者が受領することにより、その結果のうち特定健康診査の項目と重複する部分については医療保険者での実施が不要となることから、それら他の健診結果があるならば確実に受領することが重要である。

①事業主等からの受領

健診結果を事業主から受領する場合、事業主から受領する方法と、事業主健診実施機関から受領する方法がある。事業主を介さず、健診機関から労働者や保険者に直接データを提供する流れが合理的であるが、このような方法を取る場合、事業主、医療保険者、健診機関の3者間での取り決めを行い実施する。

②受診者本人からの受領

他の健診結果の有無が明確ではない場合、受診者本人から健診結果を受領する。受領方法としては、主に受診者への呼びかけによる送付依頼となるため、健診の受診勧奨と合わせて、結果受領の方法を検討し、実施する。

第5章 結果の報告

1 支払基金への報告

支払基金（国）への実績報告を行う際に、国の指定する標準的な様式に基づいて報告するよう、大臣告示（平成20年厚生労働省告示第380号）及び通知で定められています。

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度1月1日までに報告します。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等基本指針 第三の五により実施する。

特定健康診査等実施計画については市広報、ホームページ、またはチラシ等を利用し、市民に公表・周知していきます。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 特定健診・保健指導評価の基本的な考え方

特定健診の受診率、特定保健指導率、その他医療費の状況等の事業目標達成のために、事業を計画し、実施し、その計画を評価して、改善すべき点は次年度以降の計画に活かすという、Plan（計画）→DO（実施）→See（評価）のサイクルにより実施していく。

2 特定健康診査等の実施計画の評価方法

評価にあたっては、被保険者全体についての評価と、事業についての評価を実施する。

3 計画の見直しについて

毎年度、特定健康診査及び特定保健指導の実績及び医療費統計また、被保険者全体の評価、事業評価を行う。

国・県の医療費適正化計画の中間年である平成27年度に、特定健康診査等実施計画の中間評価を行い、29年度を目標年度として、計画の評価及び見直し等を行う。

見直しの体制については、直接事業に携わる関係職員（事務職、専門職）にて見直し案を作成し、国民健康保険運営協議会等に図り、見直しを行う。